

# 平成29年度 久留米市販路開拓促進事業費補助金 (海外向け) 募集案内

市内の中小企業者が海外見本市や展示会へ出展する際に  
経費の一部を補助します

**【同一国への出展は3回まで補助いたします】**

## 1. 対象者

次の要件を全て満たす中小企業者が対象となります。

- ① 市内に事務所又は事業所を有し、当該事務所または事業所が主体的に事業を実施すること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 大企業が補助金の交付を受けようとする中小企業者の発行済株式の2分の1を超えて保有していないこと。

## 2. 対象事業

海外で開催される見本市・展示会等への出展事業  
(展示会会場での即売を主な目的としたものを除きます)

## 3. 対象製品

自社で開発・製造した製品・技術、または自社が取り扱う製品など

## 4. 対象経費

見本市等の出展経費のうち、次に掲げるものが対象となります。

- ① 出展(小間)料及び展示装飾費
- ② 通訳経費
- ③ 出展物輸送費
- ④ 資料作成費
- ⑤ 旅費(現地に赴く1名分の渡航費、宿泊費)

## 5. 補助金の額

○補助対象経費の2分の1以内、かつ30万円を限度とします。

○同一国に出展する場合

2回目：補助対象経費の3分の1以内、かつ上限20万円

3回目： " 4分の1以内、 " 10万円

(例) タイに出展した場合、翌年度の出展国はタイに限定されます。

(裏面へ続く)

## 6. 補助金申請書類

補助金申請には次の書類を提出していただきます。

- ①助成金交付申請書
- ②事業計画書
- ③事業収支計画書
- ④役員名簿
- ⑤出展する見本市等の概要が確認できる書類  
(企画書、パンフレットなど)
- ⑥出展製品の説明資料(製品パンフレット、製品の写真・説明書など)
- ⑦滞納なし証明書(市税)
- ⑧株主名簿(持株比率を明記)

## 7. 募集・受付期間

平成29年4月1日 ~ 平成30年2月28日

※一中小企業者につき、1回しか申請することはできません。

ただし、補助実績のある国に出展する場合を除く(年度内申請は1回のみ)

※国内向け見本市補助金との同一年度内の併用はできません。

※補助総額が予算額に達した場合は、募集期間であっても申請受付を終了します。

## 8. 補助金交付までの流れ

申請書類一式の提出 → 審査 → 補助金交付決定 → 出展 →  
実績報告の書類一式の提出 → 補助金額確定 → 支払い

## 9. 申請書配布・受付及び問合せ先

久留米市 商工政策課(担当:小川)

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

TEL:0942-30-9133 FAX:0942-30-9707

E-mail: [syoko@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:syoko@city.kurume.fukuoka.jp)

